

一般社団法人日本獣医がん学会 理事選出細則

第1章 総則

(適用)

第1条 この細則は、一般社団法人日本獣医がん学会（以下、「当法人」という。）の定款第6条に基づいて理事選出に関し必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 理事の選出を行うため、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会の構成は、非改選の現職理事1名、代議員1名及び当法人の事務局1名とし、会長が委嘱する。

3 選挙管理委員会の委員長は、会長が委嘱する。

(定数)

第3条 理事の定数は、定款第23条の定めに基づき、15名とする。

(公示)

第4条 理事選出に関する公示は、当法人のホームページで行う。

第2章 理事の選出

(選出)

第5条 理事は、現職理事及び現職代議員による選挙によって選出する。

(定数)

第6条 理事の定数は15名とする。

(選挙人)

第7条 選挙人は、現職理事及び現職代議員とする。

(被選挙人)

第8条 現職理事及び現職代議員は、理事に立候補することができる。

(立候補の届出)

第9条 理事選挙に立候補する者は、所定のメールフォームに必要事項記載のうえ、事務局宛にメールにて選挙管理委員会の指定する期日までに届け出るものとする。

(候補者の公示)

第10条 選挙管理委員会は、立候補者の資格審査を行い、立候補者名簿を作成し、投票期間の初日の14日前までにこれを公示のうえ、選挙権を有する者に対し立候補者名簿に投票用紙を添えて送付する。

(投票方法)

第11条 理事選挙の投票は、郵送法により行う。

2 投票は指定された記載方式に従い、無記名投票とする。

3 当法人の事務局は、投票期間中に郵送された投票用紙を受領し、開票日まで厳重に保管受領しなければならない。

(開票)

第12条 開票は、選挙管理委員会が定めた日に選挙管理委員会が行う。

2 次のいずれかに該当する投票を無効とする。

一 所定の投票用紙を用いないもの

二 立候補者以外の氏名を記載したもの

三 所定人数以上の氏名を記載したもの（所定人数以下は有効）

四 白票

五 記載した内容が確認しがたいもの

(当選者の決定)

- 第13条 当選者は、全候補者を得票順に並べ、得票の多い順から理事を決定する。
- 2 前項において、得票数が同じ候補者が複数いる場合には、年長者から順に当選者とする。
 - 3 前項において、生年月日が同日の場合には、選挙管理委員長の抽選により決定する。
 - 4 選挙管理委員会は、選挙の結果を速やかに公示する。

(理事の任期)

- 第14条 選挙選出理事の任期は、理事選挙が実施された年の定時社員総会終了の日の翌日に始まり、2年後の定時社員総会終了の日までとする。

(欠者の補充)

- 第15条 選挙選出理事に欠員を生じたときは、会長は社員総会の決議を経て、次点者を理事として補充することができる。
- 2 前項の規定によって理事を補充したときは、会長は速やかにこれを公示する。

(選挙の疑義)

- 第16条 理事の選挙に関して疑義を生じたときは、選挙管理委員会で審議し方針を決定する。

第3章 補則

(補則)

- 第17条 定款及び理事選出細則に定めるもののほか、選挙管理委員会の運営及び理事選挙実施に必要な事項は、選挙管理委員会が定めることができる。

(細則の変更)

- 第18条 この細則の変更は、社員総会の決議を要する。